

東京金融取引所清算委託契約に基づく遅延損害金の率

東京金融取引所清算委託契約（金利先物等取引用）第4条第3項及び第8条、東京金融取引所清算委託契約（取引所為替証拠金取引用）第5条第3項及び第8条並びに東京金融取引所清算委託契約（取引所株価指数証拠金取引用）第5条第3項及び第8条の規定に基づく遅延損害金の率は、年14%（年365日の日割計算）とする。

（平成16年4月1日、平成17年12月20日、平成19年9月30日、平成22年10月1日、平成29年2月27日 変更）

附則

この変更規定は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この変更規定は、平成17年12月20日から施行する。

附則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

附則

この改正規定は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この改正規定は、平成29年2月27日から施行する。